八～十七	（略）	（略）
十八　国土交通省航空局、地方航空局、海上保安学校宮城分校並びに管区海上保安本部の海上保安航空基地及び航空基地	(1)　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有する者が行う業務に従事することを本務とする設計審査官（人事院の定める者に限る。）	四
	(2)　(1)に掲げる業務で人事院の定めるものに従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除く。）	三
	(3)　（略）	（略）
十九　（略）	（略）	（略）
二十　海上保安庁	(1)　（略）	五
	(2)　特殊警備隊に属し、特殊警備業務に直接従事することを本務とする職員	四
	(3)　（略）	
	(4)　（略） （削る）	
	(5)～(8)　（略）	（略）
二十一・二十二　（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八七

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一　標準職務表（第三条関係） イ～ニ　（略）	**別表第一**　標準職務表（第三条関係） イ～ニ　（略）

八～十七	（略）	（略）
十八　国土交通省航空局、地方航空局、海上保安学校宮城分校並びに管区海上保安本部の海上保安航空基地及び航空基地	(1)　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有する者が行う業務で人事院の定めるものに従事することを本務とする職員	三
	(2)　（略）	（略）
十九　（略）	（略）	（略）
二十　海上保安庁	(1)　（略） （新設）	五
	(2)　（略）	
	(3)　（略）	四
	(4)　特殊警備隊に属し、特殊警備業務に直接従事することを本務とする職員	
	(5)～(8)　（略）	（略）
二十一・二十二　（略）	（略）	（略）